

船舶事故等調査報告書

平成26年9月25日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014那第12号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成26年3月2日 03時30分ごろ
発生場所	沖縄県 <sup>もとぶ</sup> 本部町 <sup>ひせ</sup> 備瀬埼西方沖 備瀬埼灯台から真方位290° 430m付近 (概位 北緯26° 42.8′ 東経127° 52.3′)
事故等調査の経過	平成26年3月3日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 ちか丸、7.9トン
船舶番号、船舶所有者等	ON2-0659（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	全損
事故等の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、鹿児島県与論町与論島東方沖で操業を終え、船首約0.7m、船尾約1.2mの喫水により、沖縄県<sup>ちやたん</sup>北谷町北谷漁港に向けて帰途についた。</p> <p>船長は、沖縄県国頭村辺戸岬沖を通過した後、本部町<sup>こ</sup>古宇利島<sup>り</sup>北方の古宇利礁沖において、GPSプロッターに目的地として備瀬埼北方1海里（M）付近の地点を入力し、また、同地点に到達すれば、警報が鳴るように設定した。</p> <p>本船は、約4ノットの対地速力で南西進中、GPSプロッターの警報が鳴ったことから、船長が変針予定地に到達したものと思い、本部町瀬底島へ向けて左転し、航行したところ、平成26年3月2日03時30分ごろ備瀬埼北西端のさんご礁に乗り揚げた。</p> <p>本船は、後日、サルベージ船によって引き出された後、解体処分とされた。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 北北西、風力 4、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 上げ潮の初期、波高 約2m</p>
その他の事項	<p>船長は、GPSプロッターに変針予定地点を入力した後、同プロッターを見ていなかったため、備瀬埼北方1M付近に向けて航行していたことに気付かず、備瀬埼北西方2M付近を変針予定地点として入力すべきところ、同埼北方1M付近を入力していたことが、本事故後に分かった。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用していた。</p>

<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>本船は、備瀬崎北方沖を南西進中、船長が、GPSプロッターに備瀬崎北西方2M付近を変針予定地点と入力するつもりで、同崎北方1M付近を変針予定地点として入力するとともに、同地点に到着すれば、警報が鳴るように設定し、警報が鳴ったので、変針予定地に到達したものと思込んだことから、瀬底島へ向けて左転して航行し、備瀬崎北西端のさんご礁に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、夜間、本船が、備瀬崎北方沖を南西進中、船長が、GPSプロッターに備瀬崎北西方2M付近を変針予定地点と入力するつもりで、同崎北方1M付近を変針予定地点として入力するとともに、同地点に到着すれば、警報が鳴るように設定し、警報が鳴ったので、変針予定地に到達したものと思込んだため、瀬底島へ向けて左転して航行し、備瀬崎北西端のさんご礁に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・GPSプロッターを活用するなどして船位の確認に努めること。</li> </ul>